

～自治会活動に関する相談窓口～

(令和4年度(2022年度)版)

自治会の総合相談窓口

自治会の設立や活動への支援、地域の課題等、自治会に関わる相談や問合せなどは
コミュニティ政策課へご連絡ください。 コミュニティ政策課 ☎6858-2731

市政・まちづくり	電話番号
出前講座 市の事業や制度についてオンラインまたは地域に職員が伺ってお話します。	広報戦略課 ☎6858-2029 (広聴係)
市民主体のまちづくり活動の支援 市民の主体的な取組みによる身近な住環境の保全・改善のためのルールづくりに対し、相談や専門家の派遣、活動資金の助成などを行います。	都市計画課 ☎6858-2198
防災・安全	電話番号
自主防災活動への支援 小学校区内の各種団体が連携して自主防災活動に取り組む場合に補助金を交付します。 防災に関する窓口 地域の自主防災に関する相談・出前講座などを行います。 自治会の防犯活動への支援 自治会で行われる防犯活動を支援するため防犯カメラの設置費用の一部を補助します。	危機管理課 ☎6858-2683
消防に関する窓口 通報・消火・避難訓練の指導、救命講習会などを行います。	消防局 ☎6853-2345
環境・まちの美化	電話番号
再生資源集団回収 自治会・子ども会等の地域団体が回収した、新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、布類、アルミ缶等の再生資源の量に応じて、市が報奨金を交付します(登録が必要)。	家庭ごみ事業課 ☎6858-2275
公園・緑道の自主管理協定など 地域の公園・緑道の管理について、清掃や施設の異常発見時の連絡を行うなどの協定を結んだ団体に交付金を交付、また、清掃などに必要な清掃用具等を貸し出します。 緑化樹の配付 地域団体が取り組む緑化活動に苗木を無料でお渡しします(申込みが必要)。	公園みどり推進課 ☎6843-4000 (自主管理協定) ☎6843-4141 (緑化樹配付)
美化・清掃活動の支援 道路等の公共の場所を清掃する地域団体に、ごみ袋の提供、清掃用具の貸出し、清掃後のごみ収集(無料)を行います。 まち美化活動協定 地域で清掃や啓発などの美化活動を行うことについて協定を締結し、市の認定を受けた地域の活動を支援します。 (5年間で経費の全額、10万円まで)。 空き地の適正管理の指導 雑草の繁茂や廃棄物の不法投棄などについて、所有者が不明な場合は、土地所有者、管理者に指導を行います。 不法投棄に関する窓口 道路等の公共の場所に不法投棄があった場合、廃棄物の処理などを行います。	美化推進課 ☎6858-2276 ☎6858-2299 (不法投棄に関する窓口)
市道の補修、道路附属物(照明施設・反射鏡等)の新設・補修	基盤保全課 ☎6858-2382 (道路・水路) ☎6858-2462(照明) ☎6858-2895 (反射鏡等)

～自治会活動に関する相談窓口～

(令和4年度(2022年度)版)

環境・まちの美化	電話番号
市道の舗装、市道・水路・側溝の清掃、スズメバチ・害虫等の駆除	維持修繕課 ☎6843-3100
犬、猫に関する飼い方の相談など	衛生管理課 ☎6152-7320
福祉・子ども	電話番号
福祉なんでも相談窓口 福祉制度・サービス・地域活動などについて相談を受けます。	豊中市社会福祉協議会 ☎6848-1279
若者支援総合相談窓口 ひきこもりなど社会的支援を要する若者やその家族からの相談に応じ、支援機関や必要な情報の提供などを行います。 ・面接：火曜日～土曜日まで 11時30分～18時00分 ※要予約 ・電話：火曜日～土曜日まで 11時45分～18時00分	青少年交流文化館いぶき (相談専用ダイヤル) ☎6866-3032
安否確認ホットライン 新聞や郵便物が溜まっていたり、洗濯物が干しっぱなしの状態が長く続いている等「生活感がなくなった」、「姿を見かけなくなった」などの地域の皆さんの気づきをご連絡ください。	地域共生課 (安否確認ホットライン) ☎6858-3327
こども総合相談窓口 子どもと家庭に関するさまざまな相談(家庭や学校など)を一元的に受け止める保護者や子ども本人の相談窓口です。 ・電話：365日 24時間 ・来所：月曜日～金曜日まで 9時～17時15分	こども相談課 ☎6852-5172 とよなかっ子ダイヤル (こども専用フリーダイヤル) ☎0120-307-874
児童虐待についての相談 子どもへの虐待行為(身体的・心理的・性的・育児放棄など)を発見した場合や、虐待が疑われる場合は、ご連絡ください。	こども相談課 ☎6852-8448 大阪府子ども家庭センター 夜間・休日専用電話 ☎072-295-8737
空き家	電話番号
空き家に関する相談窓口 適切に管理されずに、倒壊のおそれ、草木の繁茂、防犯面での不安等の問題が生じている空き家に関するご相談は、次の窓口までご連絡ください。 ①老朽化しており倒壊の恐れがあるもの、または下記以外で問合せ先がわからないもの ②雑草・樹木が繁茂しているもの A:雑草・低木の繁茂 B:樹木・高木の繁茂 ③樹木などが道路にはみ出し、通行の妨げになっているもの ④都市景観形成推進地区の建築物又は工作物で形態意匠等の制限基準に適合しない状態であるもの ⑤門扉が開いている、窓ガラスが割れている等防犯面で不安なもの ⑥燃えやすい物が置いてある、容易に家屋に入れる状態で放火の恐れがあるもの ⑦空き家の利活用について	①建築安全課 ☎6858-2429 ②A 美化推進課 (雑草・低木) ☎6858-2276 ②B 公園みどり推進課 (樹木・高木) ☎6843-4000 ③基盤管理課 ☎6858-2374 ④都市計画課 ☎6858-2419 ⑤危機管理課 ☎6858-2683 ⑥消防局予防課 ☎6846-8449 ⑦住宅課 ☎6858-2741